送付先変更等依頼書

**※太枠の中をご記入ください**。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １．どなたの書類ですか（国民健康保険の場合は世帯主、後期高齢者医療の場合は被保険者です） | | | |
| 住所地 | 〒　　 　　　　　　　　　　　　　 電話番号　　　　( ) | | |
| 氏　名 | **①** ㊞  委任状提出の場合は押印を省略できる | 生年月日 | 大正・昭和・平成・令和・西暦  さ年　　月　　日 |
| ２．書類の種類は何ですか？ | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| * 国民健康保険 | | □　後期高齢者医療 | | □　その他 | |
| □ 被保険者証関連  □ 納税通知書関係  □ その他（　　　　　　） | | □ 被保険者証関連  □ 納付書・還付関係  □ その他（　　　　　　　） | | □ 介護保険関係  □ 市県民税関係  □ 固定資産税関係  □ 軽自動車税関係 | |
| ※国保№（　　　　　　　　） | | ※後期№（　　　　　　　 ） | |
| ３．ご要望の送付先を記入してください。 | | | | | |
| 住　所 | □　住所地以外に送付する。　　□　宛先を住所地に送付する。(解除)  　　　〒　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　( ) | | | | |
| 氏　名 | □**①**と別のかた　　□　**①**と同じかた  　　 ㊞ | | **①**のかたとの続柄 | |  |
| 依頼の理由 |  | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 裏面注意事項に同意の上、上記のとおり依頼します。  年　　月　　日  　依頼人（※窓口申請の場合は窓口にいらしたかた）  □　**①**（本人）と同じ  □　代理人　 住所　〒  　　　　　氏名　　　　　　　　　　　㊞　　電話番号　　 （　　　　）  　　　　　　　　　 ①のかたとの続柄  十和田市長　殿 | | | | | | | | |
| 決裁 | | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 担当 | 本人確認書類 | | 回覧 |
|  |  |  |  | １点 | □個カ　　□免許　□旅券　□身手　□住Ｂ | □税務課  □高齢介護課  □収納 |
| ２点 | □保険証　□介護　□受給証　□年金手帳 |
| ※ | □その他（　　　　　　　　　　　　　　） |

**〔裏面の注意事項を確認してください〕**

**注　意　事　項**

|  |  |
| --- | --- |
| № | 項　　　　　　目 |
| １． | □　**書類の送付先は原則住所地となっております。**事故防止のためにも、可能なかぎり**郵便局での「転送サービス」をご活用ください。** |
| ２． | □　**「なりすまし」による不正手続防止のため、本人確認書類をご提示ください。**異なる世帯のかたが依頼する場合は委任状の提出が必要となります。 |
| ３． | □　郵送での提出も可能です。  〔提出書類〕依頼書、申請者の身分証明書の写し、委任状（依頼者が表面依頼書の①のかたと異なる世帯のかたの場合）  〔提出先〕　034-8615　十和田市西十二番町６番１号  十和田市民生部国民健康保険課 |
| ４． | □　個人情報上の管理等において、問題があると判断した場合には、送付先を変更できない場合があります。 |
| ５． | □　有効期間は**変更の依頼があるまでです。ご指定いただいた送付先に書類をお送りします。**  ただし、**国民健康保険の被保険者証にかかる送付先の変更の場合は、依頼書提出から1年間が有効期間です。**継続更新の場合は、再度、依頼書の提出をお願いします。提出がない場合は住所地に書類を送付します。 |
| ６． | □　依頼書提出後、送付先が変更になる場合、送付先の変更を解除する場合は、速やかに依頼書を提出してください。 |
| ７． | □　送付先を変更したにも関わらず、書類が返戻された場合は、送付先の登録を削除し、住所地に送付いたします。 |
| ６． | □　国民健康保険の被保険者証、納税通知書等に関しては、世帯単位での送付となります。（個人毎の送付はいたしません） |
| ７． | □　送付先指定に伴う不利益については、全て、被保険者及び依頼者の責任とします。 |

**送付先変更等依頼書の統一について**

**１．以下の送付先変更届けを一つの様式に統一し、運用します。**

・国民健康保険被保険者証送付先変更依頼書

・国民健康保険　納税通知書送付先変更依頼書

・後期高齢者医療送付先変更依頼書

**２．送付先変更運用ルール**

**１）送付先変更の有効期限**

①国保の保険証関係：依頼日から１年（継続には更新依頼が必要）

②その他　　　　　：変更依頼があるまでの間

※登録した送付先に送付し返戻された場合は、登録を削除し送付先を住所地に戻す。

※国民健康保険の保険証は、身分証明となる点、移動が多く想定される点などから、１年の期限を設けるものとする。

**２）依頼書の提出**

①送付先等の変更・解除をしたいとき。

※国保証は変更の更新をしたいときも提出

**３）依頼の提出に必要なもの**

①依頼者の身分を証明するもの

②委任状（依頼人が文書の宛名に記載される人と別世帯の場合に限る）

**※本人確認の方法は一般的なルールに順ずることとします。**